

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 交通違反取締中における車両損傷事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
[Redacted]
[Redacted]
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 事故発生年月日 平成27年6月19日
- 4 事故発生場所 浦添市西原四丁目41番1号西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所駐車場
- 5 損害賠償額 267,948円
- 6 和解内容 別紙のとおり

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。